土木部発注工事における I C T 活用工事 (I C T 河川浚渫工) の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

(趣旨)

第1条 この要領は、県土整備部が発注する工事において、「ICT活用工事(ICT河川浚渫工)【受注者希望型】」(以下、「ICT河川浚渫工」という。)を試行するために、必要な事項を定めたものである。

(ICT活用工事)

第2条 ICT河川浚渫工とは、以下に示す施工プロセス(①~⑥) において ICTを活用する工事とする。

【施工プロセス】

①3次元起工測量

起工測量において、下記1)~2)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、 管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。

- 1) 音響測深機器による起工測量
- 2) その他の3次元計測技術による起工測量(※)
- (※)従来の断面管理においてTSを用いて測定し、計測点同士を TINで結合する方法で断面間を3次元的に補完すること を含む。
- ②3次元設計データ作成

発注図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行 うための3次元設計データを作成する。

③ICT建設機械による施工

②で得られた 3 次元設計データまたは施工用に作成した 3 次元 データを用いて、下記 1) \sim 2)に示す技術(ICT建設機械)に

(趣旨)

第1条 この要領は、<mark>県土整備部土木部</mark>が発注する工事において、「ICT活用工事(ICT河川浚渫工)【受注者希望型】」(以下、「ICT河川浚渫工」という。)を試行するために、必要な事項を定めたものである。

(ICT活用工事)

第2条 ICT河川浚渫工とは、以下に示す施工プロセス(①~⑥)において ICTを活用する工事とする。

【施工プロセス】

① 3 次元起工測量

起工測量において、下記1)~2)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。

- 1) 音響測深機器による起工測量
- 2) その他の3次元計測技術による起工測量(※)
- (※)従来の断面管理においてTSを用いて測定し、計測点同士を TINで結合する方法で断面間を3次元的に補完すること を含む。
- ②3次元設計データ作成

発注図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行 うための3次元設計データを作成する。

③ICT建設機械による施工

②で得られた 3 次元設計データまたは施工用に作成した 3 次元 データを用いて、下記 1) \sim 2) に示す技術(ICT建設機械)に

土木部発注工事における I C T 活用工事 (I C T 河川浚渫工) の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行 改 定

より施工を実施する。

- 1) 3次元マシンコントロール (バックホウ) 技術
- 2) 3次元マシンガイダンス (バックホウ) 技術
- ④ 3 次元出来形管理資料等の作成

③により施工された工事完成物について、ICTを活用して施工 管理を実施する。

<出来形管理>

下記 1) \sim 3) のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

- 1) 音響測深機器による出来形管理技術
- 2) 施工履歴データによる出来形管理技術
- 3) その他の3次元計測技術による出来形管理技術
- ⑤出来形確認及び検査

現地で出来形計測を行い、3次元設計データの設計値と実測値と の標高差等が規格値内であるかを検査する。

⑥納品

①~⑤にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。

2 ICT河川浚渫工の実施にあたり、施工プロセス(①~⑥)のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定する。

なお、プロセスの選択は、「③ I C T 建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。

3 総合評価落札方式(施工計画評価型・施工能力評価型)において、加 点対象となるのは、第2条に示す全ての施工プロセス(①~⑥)にお より施工を実施する。

- 1) 3次元マシンコントロール(バックホウ)技術
- 2) 3次元マシンガイダンス (バックホウ) 技術
- ④ 3 次元出来形管理資料等の作成

③により施工された工事完成物について、ICTを活用して施工 管理を実施する。

<出来形管理>

下記1)~3)のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

- 1) 音響測深機器による出来形管理技術
- 2) 施工履歴データによる出来形管理技術
- 3) その他の3次元計測技術による出来形管理技術
- ⑤出来形確認及び検査

現地で出来形計測を行い、3次元設計データの設計値と実測値と の標高差等が規格値内であるかを検査する。

⑥納品

①~⑤にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。

2 ICT河川浚渫工の実施にあたり、施工プロセス(①~⑥)のうち生産性向上が見込めるプロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあたっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間の協議により決定する。

なお、プロセスの選択は、「③ I C T 建設機械による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択するものとする。

3 総合評価落札方式(施工計画評価型・施工能力評価型)において、加 点対象となるのは、第2条に示す全ての施工プロセス(①~⑥)にお

土木部発注工事におけるICT活用工事(ICT河川浚渫工)の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

	現行	改定
Ī	いてICTを活用する場合に限る。	いてICTを活用する場合に限る。

(対象とする工事)

- 第3条 ICT河川浚渫工は、下記工種を含む全ての発注工事を対象とする。 ただし、ICT活用工事(ICT河川浚渫工)【発注者指定型】の対象 とする工事は除く。
 - 1) 浚渫工 (バックホウ浚渫船)
 - 浚渫船運転工
 - 2 従来施工において、十木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格 値)を適用しない工事は適用対象外とする。

(試行対象工事の報告)

- 督員から技術企画課へ連絡することとする。
 - 2 技術企画課は、概ね四半期毎に発注状況等の調査を行い、調査結果を とりまとめることとする。

(発注)

- 第5条 発注に当たっての積算基準は、従来の積算基準を用いるものとする。
 - 2 発注機関は、試行工事の発注に当たり、入札公告にICT河川浚渫工 であることを明示するとともに、特記仕様書を添付し発注手続きを行 うこととする。

(ICT活用工事の実施手続)

第6条 ICT河川浚渫工の実施にあたっては、契約書に付された特記仕様書 に基づき、受注者が希望した場合、受注者は協議書(ICT活用工事

(対象とする工事)

- **第3条** ICT河川浚渫工は、下記工種を含む全ての発注工事を対象とする。 ただし、ICT活用工事(ICT河川浚渫工)【発注者指定型】の対象 とする工事は除く。
 - 1) 浚渫工(バックホウ浚渫船)
 - 浚渫船運転工
 - 2 従来施工において、十木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格 値)を適用しない工事は適用対象外とする。

(試行対象工事の報告)

- 第4条 受注者からICT河川浚渫工を希望する旨の申し出があった際は、監↓第4条 受注者からICT河川浚渫工を希望する旨の申し出があった際は、監 督員から技術企画課へ連絡することとする。
 - 2 技術企画課は、概ね四半期毎に発注状況等の調査を行い、調査結果を とりまとめることとする。

(発注)

- **第5条** 発注に当たっての積算基準は、従来の積算基準を用いるものとする。
 - 2 発注機関は、試行工事の発注に当たり、入札公告にICT河川浚渫工 であることを明示するとともに、特記仕様書を添付し発注手続きを行 うこととする。

(ICT活用工事の実施手続)

第6条 ICT河川浚渫工の実施にあたっては、契約書に付された特記仕様書 に基づき、受注者が希望した場合、受注者は協議書(ICT活用工事

土木部発注工事におけるICT活用工事(ICT河川浚渫工)の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行

計画書)を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し施工を指示す ることにより、ICT河川浚渫工を実施することができる。

2 ICT河川浚渫工として発注していない工事においても受注者から希 望があった場合、発注者は施工量や工期、予算等を考慮の上、受注者 希望型と同様の取り扱いとすることができる。

(設計変更)

木工事標準積算基準書」に基づき、3次元起工測量・3次元設計デー タ作成、ICT施工および3次元出来形管理にかかる経費を設計変更 により計上する。

(工事成績)

第8条 ICT河川浚渫工を第2条に示す全ての施工プロセスで実施した場合 は、工事成績の「創意工夫」項目で5点を加点するものとする。 なお、施工プロセスを選択し部分的に従来手法で実施した場合は2点 を加点するものとする。

(監督·検査)

第9条 ICT河川浚渫工を実施した場合の対象工種の監督・検査は、国土交 通省が定めた「ICT河川浚渫工に関する基準」により行うものとす。 る。

改定

計画書)を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し施工を指示す ることにより、ICT河川浚渫工を実施することができる。

2 ICT河川浚渫工として発注していない工事においても受注者から希 望があった場合、発注者は施工量や工期、予算等を考慮の上、受注者 希望型と同様の取り扱いとすることができる。

(設計変更)

第7条 発注者は、ICT河川浚渫工の実施を指示した場合、別途定める「土**|第7条** 発注者は、ICT河川浚渫工の実施を指示した場合、別途定める「土 木工事標準積算基準書」に基づき、3次元起工測量・3次元設計デー タ作成、ICT施工および3次元出来形管理にかかる経費を設計変更 により計上する。

(工事成績)

第8条 ICT河川浚渫工を第2条に示す全ての施工プロセスで実施した場合 は、工事成績の「創意工夫」項目で5点を加点するものとする。 なお、施工プロセスを選択し部分的に従来手法で実施した場合は2点 を加点するものとする。

(監督・検査)

第9条 ICT河川浚渫工を実施した場合の対象工種の監督・検査は、国土交 通省が定めた表1「ICT河川浚渫工に関する基準」により行うもの とする。

土木部発注工事におけるICT活用工事(ICT河川浚渫工)の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現行					改定			
		表1 ICT河川浚渫工に関する基準			表1 ICT河川浚渫工に関する基準			
施 工	1	3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工編		施 工	1 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工編			
検 <u></u>	2	音響測深機器を用いた監督・検査要領 (河川浚渫工事編) (案)		2 音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫工事編) (案)				
査	3	施工履歴データを用いた監督・検査要領 (河川浚渫工事編) (案)		查	3 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫工事編)(案)			
				L				

土木部発注工事におけるICT活用工事(ICT河川浚渫工)の試行要領【発注者指定型】 新旧対照表

現 行 改定

(趣旨)

第1条 この要領は、県土整備部が発注する工事において、「ICT活用工事(I CT河川浚渫工)【発注者指定型】」(以下、「ICT河川浚渫工」とい う。)を試行するために、必要な事項を定めたものである。

(ICT活用工事)

おいてICTを活用する工事とする。

【施工プロセス】

① 3 次元起工測量

起工測量において、下記1)~2)の方法により3次元測量デー タを取得するために測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとする が、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、 管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。

- 1) 音響測深機器による起工測量
- 2) その他の3次元計測技術による起工測量(※)
- (※)従来の断面管理においてTSを用いて測定し、計測点同士を TINで結合する方法で断面間を3次元的に補完すること を含む。
- ②3次元設計データ作成

発注図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行 うための3次元設計データを作成する。

③ICT建設機械による施工

②で得られた3次元設計データまたは施工用に作成した3次元 データを用いて、下記1)~2)に示す技術(ICT建設機械)に

(趣旨)

第1条 この要領は、県土整備部土木部が発注する工事において、「ICT活用 工事(ICT河川浚渫工)【発注者指定型】」(以下、「ICT河川浚渫 工」という。)を試行するために、必要な事項を定めたものである。

(ICT活用工事)

第2条 ICT河川浚渫工とは、以下に示す全ての施工プロセス(① \sim ⑥)に $\Big|$ 第2条 ICT河川浚渫工とは、以下に示す全ての施工プロセス(① \sim ⑥)に おいてICTを活用する工事とする。

【施工プロセス】

① 3 次元起工測量

起工測量において、下記1)~2)の方法により3次元測量デー タを取得するために測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとする が、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、 管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。

- 1) 音響測深機器による起工測量
- 2) その他の3次元計測技術による起工測量(※)
- (※)従来の断面管理においてTSを用いて測定し、計測点同士を TINで結合する方法で断面間を3次元的に補完すること を含む。
- ②3次元設計データ作成

発注図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行 うための3次元設計データを作成する。

③ICT建設機械による施工

②で得られた3次元設計データまたは施工用に作成した3次元 データを用いて、下記1)~2)に示す技術(ICT建設機械)に

土木部発注工事における I C T 活用工事 (I C T 河川浚渫工) の試行要領【発注者指定型】 新旧対照表

より施工を実施する。

- 1) 3次元マシンコントロール (バックホウ) 技術
- 2) 3次元マシンガイダンス (バックホウ) 技術
- ④ 3 次元出来形管理資料等の作成

③により施工された工事完成物について、ICTを活用して施工 管理を実施する。

<出来形管理>

下記 1) \sim 3) のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

- 1) 音響測深機器による出来形管理技術
- 2) 施工履歴データによる出来形管理技術
- 3) その他の3次元計測技術による出来形管理技術
- ⑤出来形確認及び検査

現地で出来形計測を行い、3次元設計データの設計値と実測値と の標高差等が規格値内であるかを検査する。

⑥納品

①~⑤にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。

(対象とする工事)

- 第3条 ICT河川浚渫工の試行対象工事は、設計額5,000万円以上かつ、下 記工種による浚渫土量2,000m3以上の全ての発注工事を対象とする。
 - 1) 浚渫工(バックホウ浚渫船)
 - 浚渫船運転工
 - 2 従来施工において、土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格 値)を適用しない工事は適用対象外とする。

より施工を実施する。

- 1) 3次元マシンコントロール (バックホウ) 技術
- 2) 3次元マシンガイダンス (バックホウ) 技術
- ④ 3 次元出来形管理資料等の作成

③により施工された工事完成物について、ICTを活用して施工 管理を実施する。

<出来形管理>

下記1)~3)のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

- 1) 音響測深機器による出来形管理技術
- 2) 施工履歴データによる出来形管理技術
- 3) その他の3次元計測技術による出来形管理技術
- ⑤出来形確認及び検査

現地で出来形計測を行い、3次元設計データの設計値と実測値と の標高差等が規格値内であるかを検査する。

⑥納品

①~⑤にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。

(対象とする工事)

- 第3条 ICT河川浚渫工の試行対象工事は、設計額 5,000 万円以上かつ、下 記工種による浚渫土量 2,000m3 以上の全ての発注工事を対象とする。
 - 1) 浚渫工(バックホウ浚渫船)
 - 浚渫船運転工
 - 2 従来施工において、土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格 値)を適用しない工事は適用対象外とする。

土木部発注工事における I C T 活用工事 (I C T 河川浚渫工)の試行要領【発注者指定型】 新旧対照表

現 行 改定 (試行対象工事の報告) (試行対象工事の報告) 第4条 ICT河川浚渫工を指定型として発注する際は、監督員から技術企画 第4条 ICT河川浚渫工を指定型として発注する際は、監督員から技術企画 課へ連絡することとする。 課へ連絡することとする。 2 技術企画課は、概ね四半期毎に発注状況等の調査を行い、調査結果を 2 技術企画課は、概ね四半期毎に発注状況等の調査を行い、調査結果を とりまとめることとする。 とりまとめることとする。 (発注) (発注) 第5条 発注に当たっての積算基準は、別途定める「十木工事標準積算基準書」 第5条 発注に当たっての積算基準は、別途定める「十木工事標準積算基準書」 により、ICT施工にかかる経費を計上する。 により、ICT施工にかかる経費を計上する。 2 発注機関は、試行工事の発注に当たり、入札公告にICT河川浚渫工 2 発注機関は、試行工事の発注に当たり、入札公告にICT河川浚渫工 であることを明示するとともに、特記仕様書を添付し発注手続きを行 であることを明示するとともに、特記仕様書を添付し発注手続きを行 うこととする。 うこととする。 (設計変更) (設計変更) 第6条 発注者は、別途定める「土木工事標準積算基準書」に基づき、3次元 第6条 発注者は、別途定める「土木工事標準積算基準書」に基づき、3次元 起工測量・3次元設計データ作成および3次元出来形管理にかかる経 起工測量・3次元設計データ作成および3次元出来形管理にかかる経 費を設計変更により計上する。 費を設計変更により計上する。 (工事成績) (工事成績) **第7条** ICT河川浚渫工を第2条に示す全ての施工プロセスで実施した場合 第7条 ICT河川浚渫工を第2条に示す全ての施工プロセスで実施した場合 は、工事成績の「創意工夫」項目で5点を加点するものとする。 は、工事成績の「創意工夫」項目で5点を加点するものとする。 (監督•検査) (監督・検査) 第8条 ⅠCT河川浚渫工を実施した場合の対象工種の監督・検査は、国土交│第8条 ⅠCT河川浚渫工を実施した場合の対象工種の監督・検査は、国土交

とする。

通省が定めた表1「ICT河川浚渫工に関する基準」により行うもの

通省が定めた「ICT河川浚渫工に関する基準」により行うものとす

る。

土木部発注工事におけるICT活用工事(ICT河川浚渫工)の試行要領【発注者指定型】 新旧対照表

現行					改定			
		表1 ICT河川浚渫工に関する基準				表1 ICT河川浚渫工に関する基準		
施 工	1	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工編		施工	1	3次元計測技術を用いた出来形管理の出来形管理要領(案)河川浚渫工編		
検	2	音響測深機器を用いた監督・検査要領(河川浚渫工事編)(案)		檢	2	音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領 (河川浚渫工事編) (案)		
検 査	3	施工履歴データを用いた監督・検査要領 (河川浚渫工事編) (案)		検 査	3	施工履歴データを用いた <mark>出来形管理の</mark> 監督・検査要領 (河川浚渫工事編) (案)		

現 行

改定

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICTの全面的活用を図るため、受注者発議による提案・協議により、3次元データを活用する「ICT活用工事(ICT河川浚渫工)」(以下、「ICT河川浚渫工」という)である。

第1 ICT活用工事の推進

1-1 ICT河川浚渫工とは、以下に示す施工プロセス(\mathbb{I} ~⑥)においてICTを活用する工事である。

【施工プロセス】

①3次元起工測量

起工測量において、下記1) \sim 2) の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。なお、その際は監督職員と協議すること。

- 1) 音響測深機器による起工測量
- 2) その他の3次元計測技術による起工測量(※)
- (※) 従来の断面管理においてTSを用いて測定し、計測点同士をTINで結合する方法で断面間を3次元的に補完することを含む。
- ②3次元設計データ作成

発注図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行 うための3次元設計データを作成する。

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICTの全面的活用を図るため、受注者発議による提案・協議により、3次元データを活用する「ICT活用工事(ICT河川浚渫工)」(以下、「ICT河川浚渫工」という)である。

第1 ICT活用工事の推進

1-1 I C T $河川浚渫工とは、以下に示す施工プロセス(①<math>\sim$ ⑥)において I C T を活用する工事である。

【施工プロセス】

① 3 次元起工測量

起工測量において、下記1)~2)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。なお、その際は監督職員と協議すること。

- 1)音響測深機器による起工測量
- 2) その他の3次元計測技術による起工測量(※)
- (※) 従来の断面管理においてTSを用いて測定し、計測点同士をTINで結合する方法で断面間を3次元的に補完することを含む。
- ②3次元設計データ作成

発注図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行 うための3次元設計データを作成する。

現 行

③ICT建設機械による施工

②で得られた 3 次元設計データまたは施工用に作成した 3 次元 データを用いて、下記 1) \sim 2)に示す技術(I C T 建設機械)に より施工を実施する。

- 1) 3次元マシンコントロール(バックホウ)技術
- 2) 3次元マシンガイダンス (バックホウ) 技術
- ④3次元出来形管理資料等の作成

③により施工された工事完成物について、ICTを活用して施工 管理を実施する。

<出来形管理>

下記 1) \sim 2) のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

- 1) 音響測深機器による出来形管理技術 (河川浚渫工)
- 2) 施工履歴データによる出来形管理技術(河川浚渫工)
- 3) その他の3次元計測技術による出来形管理技術(河川浚渫工)
- ⑤出来形確認及び検査

現地で出来形計測を行い、3次元設計データの設計値と実測値と の標高差等が規格値内であるかを検査する。

⑥納品

①~⑤にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。

1-2 受注者はICT河川浚渫工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までにICT活用工事計画書により、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT河川浚渫工を行うことができる。

改定

③ICT建設機械による施工

②で得られた 3 次元設計データまたは施工用に作成した 3 次元 データを用いて、下記 1) \sim 2)に示す技術(I C T 建設機械)に より施工を実施する。

- 1) 3次元マシンコントロール (バックホウ) 技術
- 2) 3次元マシンガイダンス (バックホウ) 技術
- ④ 3 次元出来形管理資料等の作成

③により施工された工事完成物について、ICTを活用して施工 管理を実施する。

<出来形管理>

下記 1) \sim 2) のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

- 1) 音響測深機器による出来形管理技術 (河川浚渫工)
- 2) 施工履歴データによる出来形管理技術(河川浚渫工)
- 3) その他の3次元計測技術による出来形管理技術(河川浚渫工)
- ⑤出来形確認及び検査

現地で出来形計測を行い、3次元設計データの設計値と実測値と の標高差等が規格値内であるかを検査する。

⑥納品

①~⑤にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。

1-2 受注者はICT河川浚渫工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までにICT活用工事計画書により、発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT河川浚渫工を行うことができる。

現 行

1-3 1-1施工プロセスに示す①~⑥について、測量や施工の実施手段 及び対象範囲を監督員と協議するものとする。

なお、受注者は施工プロセス(①~⑥)のうち生産性向上が見込める プロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあ たっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間 の協議により決定すること。プロセスの選択は、「③ I C T 建設機械 による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択 するものとする。

- 1-4 施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達する ものとする。
- 1-5 施工に必要なICT河川浚渫工用のデータは受注者が作成するものとする。
- 1-6 ICT河川浚渫工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。
- 1-7 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3 次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計 データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設 計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を 照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。
- 1-8 ICT河川浚渫工を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目 で加点評価する。

改定

1-3 1-1施工プロセスに示す①~⑥について、測量や施工の実施手段 及び対象範囲を監督員と協議するものとする。

なお、受注者は施工プロセス(①~⑥)のうち生産性向上が見込める プロセスを選択して実施することができる。施工プロセスの選択にあ たっては、協議書の提出時に発注者に提案することとし、受発注者間 の協議により決定すること。プロセスの選択は、「③ I C T 建設機械 による施工」のみを選択する場合を除き、原則複数のプロセスを選択 するものとする。

- 1-4 施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達する ものとする。
- 1-5 施工に必要なICT河川浚渫工用のデータは受注者が作成するものとする。
- 1-6 ICT河川浚渫工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。
- 1-7 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3 次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計 データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設 計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を 照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。
- 1-8 ICT河川浚渫工を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目 で加点評価する。

現行

第2 監督・検査について

ICT河川浚渫工を実施した場合の対象工種の監督・検査は、国土交通省が 定めた「ICT河川浚渫工に関する基準」により行うものとする。

表1 ICT河川浚渫工に関する基準

施工	1	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工編
検査	2	音響測深機器を用いた監督・検査要領(河川浚渫工事編) (案)
查	3	施工履歴データを用いた監督・検査要領 (河川浚渫工事編) (案)

第3 納品について

国土交通省が定めた「ICT河川浚渫工に関する基準」において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。

なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。

第4 アンケート調査について

受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。

改定

第2 監督・検査について

ICT河川浚渫工を実施した場合の対象工種の監督・検査は、国土交通省が 定めた表1「ICT河川浚渫工に関する基準」により行うものとする。

表1 ICT河川浚渫工に関する基準

施工	1	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工編
検査	2	音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫工事編)(案)
查	3	施工履歴データを用いた <mark>出来形管理の</mark> 監督・検査要領(河川浚渫工事編)(案)

第3 納品について

国土交通省が定めた「ICT河川浚渫工に関する基準」において、「ICON」フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納することとする。

なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。

第4 アンケート調査について

受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。

現行

改定

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICTの全面的活用を図るため、3次元データを活用する「ICT活用工事(ICT河川浚渫工)」(以下、「ICT河川浚渫工」という)である。

第1 ICT活用工事の推進を図るための措置

1-1 ICT河川浚渫工とは、以下に示す全ての施工プロセス(①~⑥)においてICTを活用する工事である。

【施工プロセス】

①3次元起工測量

起工測量において、下記1)~2)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。なお、その際は監督職員と協議すること。

- 1)音響測深機器による起工測量
- 2) その他の3次元計測技術による起工測量(※)
- (※)従来の断面管理においてTSを用いて測定し、計測点同士をTINで結合する方法で断面間を3次元的に補完することを含む。
- ②3次元設計データ作成

発注図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行 うための3次元設計データを作成する。

- ③ICT建設機械による施工
 - ②で得られた3次元設計データまたは施工用に作成した3次元

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICTの全面的活用を図るため、3次元データを活用する「ICT活用工事(ICT河川浚渫工)」(以下、「ICT河川浚渫工」という)である。

第1 ICT活用工事の推進を図るための措置

1-1 ICT河川浚渫工とは、以下に示す全ての施工プロセス(①~⑥) においてICTを活用する工事である。

【施工プロセス】

①3次元起工測量

起工測量において、下記1)~2)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもよい。なお、その際は監督職員と協議すること。

- 1) 音響測深機器による起工測量
- 2) その他の3次元計測技術による起工測量(※)
- (※)従来の断面管理においてTSを用いて測定し、計測点同士 をTINで結合する方法で断面間を3次元的に補完すること を含む。
- ②3次元設計データ作成

発注図書や①で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行 うための3次元設計データを作成する。

- ③ICT建設機械による施工
 - ②で得られた3次元設計データまたは施工用に作成した3次元

現 行

データを用いて、下記 1) \sim 2)に示す技術(ICT建設機械)により施工を実施する。

- 1) 3次元マシンコントロール (バックホウ) 技術
- 2) 3次元マシンガイダンス (バックホウ) 技術
- ④ 3 次元出来形管理資料等の作成

③により施工された工事完成物について、ICTを活用して施工 管理を実施する。

<出来形管理>

下記 1) \sim 2) のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

- 1) 音響測深機器による出来形管理技術(河川浚渫工)
- 2) 施工履歴データによる出来形管理技術(河川浚渫工)
- 3) その他の3次元計測技術による出来形管理技術(河川浚渫工)
- ⑤出来形確認及び検査

現地で出来形計測を行い、3次元設計データの設計値と実測値と の標高差等が規格値内であるかを検査する。

⑥納品

①~⑤にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。

- 1-2 1-1施工プロセスに示す①~④において、測量や施工の実施手段 及び対象範囲を平面図等により監督員と協議するものとする。
- 1-3 施工を実施するために使用する I C T 機器類は、受注者が調達するものとする。

改定

データを用いて、下記 1) \sim 2)に示す技術(ICT建設機械)により施工を実施する。

- 1) 3次元マシンコントロール (バックホウ) 技術
- 2) 3次元マシンガイダンス (バックホウ) 技術
- ④ 3 次元出来形管理資料等の作成

③により施工された工事完成物について、ICTを活用して施工 管理を実施する。

<出来形管理>

下記 1) \sim 2) のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

- 1) 音響測深機器による出来形管理技術(河川浚渫工)
- 2) 施工履歴データによる出来形管理技術(河川浚渫工)
- 3) その他の3次元計測技術による出来形管理技術(河川浚渫工)
- ⑤出来形確認及び検査

現地で出来形計測を行い、3次元設計データの設計値と実測値と の標高差等が規格値内であるかを検査する。

⑥納品

①~⑤にかかる全てのデータを工事完成図書として納品する。

- 1-2 1-1施工プロセスに示す①~④において、測量や施工の実施手段 及び対象範囲を平面図等により監督員と協議するものとする。
- 1-3 施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達する ものとする。

現 行

- 1-4 施工に必要なICT河川浚渫工用のデータは受注者が作成するものとする。
- 1-5 ICT河川浚渫工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。
- 1-6 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3 次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計 データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設 計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を 照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。
- 1-7 工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。

第2 監督・検査について

ICT河川浚渫工を実施した場合の対象工種の監督・検査は、国土交通省が 定めた「ICT河川浚渫工に関する基準」により行うものとする。

表1 ICT河川浚渫工に関する基準

施工	1	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工編
検査	2	音響測深機器を用いた監督・検査要領(河川浚渫工事編) (案)
查	3	施工履歴データを用いた監督・検査要領 (河川浚渫工事編) (案)

改定

- 1-4 施工に必要なICT河川浚渫工用のデータは受注者が作成するものとする。
- 1-5 ICT河川浚渫工に伴う経費については、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。
- 1-6 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3 次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計 データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設 計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を 照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。
- 1-7 工事成績の「創意工夫」項目で加点評価する。

第2 監督・検査について

ICT河川浚渫工を実施した場合の対象工種の監督・検査は、国土交通省が定めた表1「ICT河川浚渫工に関する基準」により行うものとする。

表1 ICT河川浚渫工に関する基準

施工	1	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工編
検査	2	音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫工事編)(案)
查	3	施工履歴データを用いた <mark>出来形管理の</mark> 監督・検査要領(河川浚渫工事編)(案)

現行 改定 第3 納品について 第3 納品について 国土交通省が定めた「ICT河川浚渫工に関する基準」において、「ICON」 国土交通省が定めた「ICT河川浚渫工に関する基準」において、「ICON」 フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書 フォルダに格納されることとなっている電子成果品については、「工事完成図書 の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納すること の電子納品に関する運用指針(案)」で示す、「ICON」フォルダに格納すること とする。 とする。 なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。 なお、格納するデータについては、圧縮ファイルに変換することとする。 第4 アンケート調査について 第4 アンケート調査について 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 受注者は、監督員が別途指示するアンケート調査に協力するものとする。 第5 現場見学会の実施について 第5 現場見学会の実施について ICT活用工事の推進を目的として、現場見学会を実施する場合、受注者は ICT活用工事の推進を目的として、現場見学会を実施する場合、受注者は 見学会の開催に協力するものとする。 見学会の開催に協力するものとする。